

## 秋田県が定める都市計画（主なもの）

			●・・・大臣同意必要	◎・・・大臣同意不要	県決定	備考
都市計画区域の整備・開発及び保全の方針						提案制度の対象外
整備、開発及び保全の方針			●			
都市再開発方針等						提案制度の対象外
都市再開発方針等			◎			
区域区分						
市街化区域及び市街化調整区域			●			
地域地区						
風致地区（10ha以上で2以上の市町村にわたるもの）				◎		
臨港地区（重要港湾）				◎		
緑地保全地域（2以上の市町村にわたるもの）				◎		
特別緑地保全地区（10ha以上で2以上の市町村にわたるもの）				◎		
流通業務地区				◎		
都市施設						
交通施設	道路	一般国道		●		
		都道府県道		◎		
		自動車専用道路（高速自動車国道）		●		
		自動車専用道路（その他）		◎		
公共空地	公園（10ha以上で国が設置するもの）	公園（10ha以上で国が設置するもの）		●		
		公園（10ha以上で県が設置するもの）		◎		
		緑地（10ha以上で国が設置するもの）		●		
		緑地（10ha以上で県が設置するもの）		◎		
		広場（10ha以上で国・県が設置するもの）		◎		
		墓園（10ha以上で国・県が設置するもの）		◎		
供給施設	水道（水道用水供給事業）			◎		
処理施設	下水道	公共下水道（排水区域が複数市町村）		◎		
		流域下水道		◎		
	産業廃棄物処理施設			◎		
水路	河川（一級河川）			●		
	河川（二級河川）			◎		
	運河			◎		
一団地の官公庁施設				●		
流通業務団地				◎		
市街地開発事業						
土地区画整理事業（50ha超で国・県施行見込みのもの）				◎		
新住宅市街地開発事業				◎		
工業団地造成事業				◎		
市街地再開発事業（3ha超で国・県施行見込みのもの）				◎		
新都市基盤整備事業				◎		